

東京都行政書士会墨田支部との 「墨田区パートナーシップ宣誓制度に関する協定」の締結

令和5年3月30日、墨田区は墨田区パートナーシップ宣誓制度を推進するため、東京都行政書士会墨田支部と「墨田区パートナーシップ宣誓制度に関する協定」を締結しました。

この協定では、東京都行政書士会墨田支部が区役所1階「くらしと事業の事務相談」窓口で制度等の案内に係る業務や、広報活動への協力などを定めています。区の制度利用では必要な書類ではありませんが、公正証書等の作成に関しても、当該窓口でご相談いただけます。

墨田区では制度を通じ、誰もが自分らしく、人生を共にしたいと思う人と安心して暮らすことができるように取り組んでいきます。

